

特別障害者手当認定基準表（単一の障害をお持ちの方）

◎単一の障害についての認定基準

①「A表の1から3のうち1項目に該当していて、D表が10点以上の方」

②「B表の項目に該当していて、E表が安静度1(絶対安静)の方」

③「C表の項目に該当していて、F表が14点以上の方」

以上の①～③のいずれかに該当する方

A表	
1	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの (※両上肢それぞれの肩、肘及び手の三大関節のうち二関節以上が全く用を廃する程度の障害) 両上肢の全指が欠損している 両上肢の全指が用を廃している
2	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの (※両下肢それぞれの股、膝及び足の三大関節のうち二関節以上が全く用を廃する程度の障害) 両下肢の足関節以上が欠損している
3	体幹機能障害により座位保持が不可能 体幹機能障害により自力で立上り不可能
※4「両下肢の機能に著しい障がいをもつもの」と 5「体幹機能障害」は同じ障害原因で重複認定は出来ません。	

D表				
日常生活動作表				
※評価	1人でできる	1人でうまくできない	1人でまったくできない	※補装具を使用しない状態で行うこと
				1
2	座る	0点	1点	2点
3	立ち上がる	0点	1点	2点
4	片足で立つ	0点	1点	2点
5	階段を昇降する	0点	1点	2点
6	とじひもを結ぶ	0点	1点	2点
7	かぶりシャツを着て脱ぐ	0点	1点	2点
8	Yシャツのボタンをとめる	0点	1点	2点

B表	
1	日常生活の自立ができない程度の障害又は病状 ・内部障害(心臓 腎臓 肝臓 血液 呼吸器) ・その他の疾患(日常生活常時介護)

E表		
安静度表(安静度生活基準表)抜粋		
	安静度1(絶対安静)	安静度2(常時安静)
洗面	寝たままで拭いてもらう	
食事	寝たままで食べさせてもらう	横になるか、または物にもたれて食べる
排便	便器を使う	便所へ行く
面会・談話	いけない	安静時間外に連続15分以内
歩行・散歩	いけない	
清拭と入浴	清拭のみ医師の指示による	入浴はいけない、清拭は人にしてもらう
洗髪	いけない	人に拭いてもらう
外来受診	外来受診はいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ	
身の回りのこと	人手を借りる	枕元の整理のみ
禁止事項	日光浴 酒 煙草 体操 声楽 湯治等	

C表	
1	精神の障害 ・精神の障害(日常生活常時介護) ・知的障害(知能指数20以下)

F表				
日常生活能力表				
※評価	0点	1点	2点	※補装具を使用しない状態で行うこと
				1
2	用便(月経)の始末	1人で可	介護要	できない
3	衣服の着脱	1人で可	介護要	できない
4	簡単な買い物	1人で可	介護要	できない
5	家族との会話	通じる	少し通じる	通じない
6	家族以外の者との会話	通じる	少し通じる	通じない
7	刃物、火の危険	わかる	少しわかる	わからない
8	戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分でもできる	できない